

令和 6 年

松戸市議会 1 2 月定例会議案

1 1 月 2 9 日提出

松 戸 市

## 目 次

|        |   |     |
|--------|---|-----|
| 議案第34号 | 専決処分の報告及び承認について<br>(令和6年度松戸市一般会計補正予算(第5回))                        | 1頁  |
| 議案第35号 | 令和6年度松戸市一般会計補正予算(第6回)   | 別冊  |
| 議案第36号 | 松戸市職員定数条例の一部を改正する条例の制定<br>について                                    | 18頁 |
| 議案第37号 | 松戸市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定<br>について             | 20頁 |
| 議案第38号 | 松戸市中高層建築物等の建築等に係る紛争の予防<br>及び調整に関する条例の一部を改正する条例の制定<br>について         | 23頁 |
| 議案第39号 | 契約の締結について   | 25頁 |
| 議案第40号 | 契約の変更について   | 32頁 |
| 議案第41号 | 財産の取得について   | 34頁 |
| 議案第42号 | 市道路線の廃止及び認定について   | 35頁 |
| 議案第43号 | 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団<br>体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約<br>の変更に関する協議について | 36頁 |

|        |                  |     |
|--------|------------------|-----|
| 議案第44号 | 指定管理者の指定について     | 43頁 |
| 議案第45号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | 45頁 |
| 議案第46号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | 46頁 |

議 案 第 34 号

専決処分の報告及び承認について

令和6年度松戸市一般会計補正予算（第5回）については、衆議院の解散に伴い、直ちに衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費に係る補正予算を定める必要が生じたことから、特に緊急を要すると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により報告するとともに承認を求める。

令和6年11月29日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

## 専 決 処 分 書

令和6年度松戸市一般会計補正予算（第5回）を、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年10月1日

松戸市長 本郷谷 健 次

## 理 由

衆議院の解散に伴い、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費について、緊急に補正予算の必要が生じたため。

令和6年度松戸市一般会計補正予算（第5回）

令和6年度松戸市の一般会計補正予算（第5回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ220,675千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ188,790,288千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月1日

松戸市長 本郷谷 健 次

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位：千円)

| 款           | 項        | 補正前の額       | 補正額     | 計           |
|-------------|----------|-------------|---------|-------------|
| 17. 県 支 出 金 |          | 13,687,877  | 220,675 | 13,908,552  |
|             | 3. 委 託 金 | 1,070,105   | 220,675 | 1,290,780   |
| 歳 入 合 計     |          | 188,569,613 | 220,675 | 188,790,288 |

歳 出 (単位：千円)

| 款        | 項        | 補正前の額       | 補正額     | 計           |
|----------|----------|-------------|---------|-------------|
| 2. 総 務 費 |          | 12,753,797  | 220,675 | 12,974,472  |
|          | 4. 選 挙 費 | 264,189     | 220,675 | 484,864     |
| 歳 出 合 計  |          | 188,569,613 | 220,675 | 188,790,288 |

令和 6 年度

松戸市一般会計補正予算（第5回）に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

| 款        | 補正前の額       | 補正額     | 計           |
|----------|-------------|---------|-------------|
| 17. 県支出金 | 13,687,877  | 220,675 | 13,908,552  |
| 歳入合計     | 188,569,613 | 220,675 | 188,790,288 |

(歳出)

| 款      | 補正前の額       | 補正額     | 計           |
|--------|-------------|---------|-------------|
| 2. 総務費 | 12,753,797  | 220,675 | 12,974,472  |
| 歳出合計   | 188,569,613 | 220,675 | 188,790,288 |

(単位：千円)

| 補 正 額 の 財 源 |       |       | 内 訳     |
|-------------|-------|-------|---------|
| 特 定 財 源     |       |       | 一 般 財 源 |
| 国 県 支 出 金   | 地 方 債 | そ の 他 |         |
| 220,675     |       |       | 0       |
| 220,675     |       |       | 0       |

## 2. 歳入

(款) 17. 県支出金

(項) 3. 委託金

| 目        | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|----------|-----------|---------|-----------|
| 1 総務費委託金 | 1,034,418 | 220,675 | 1,255,093 |
| 計        | 1,070,105 | 220,675 | 1,290,780 |

(単位 : 千円)

| 節            |         | 説 明                        | 補正前の額 | 補 正 額   | 計       |
|--------------|---------|----------------------------|-------|---------|---------|
| 区 分          | 金 額     |                            |       |         |         |
| 3 選挙費委託<br>金 | 220,675 | ○衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費委託金 | 0     | 220,675 | 220,675 |
|              |         |                            |       |         |         |

### 3. 歳出

(款) 2. 総務費

(項) 4. 選挙費

| 目  | 補正前の額   | 補正額     | 計       | 補正額の財源内訳        |     |     |      |
|--|---------|---------|---------|-----------------|-----|-----|------|
|  |         |         |         | 特定財源            |     |     | 一般財源 |
|  |         |         |         | 国県支出金           | 地方債 | その他 |      |
| 4 衆議院議員<br>選挙及び最<br>高裁判所裁<br>判官国民審<br>査費 | 0       | 220,675 | 220,675 | 220,675         |     |     | 0    |
|  |         |         |         | 県委託金<br>220,675 |     |     |      |
| 計  | 264,189 | 220,675 | 484,864 | 220,675         |     |     | 0    |

(単位：千円)

| 節           |        | 説 明                     | 補正前の額 | 補 正 額   | 計       |
|-------------|--------|-------------------------|-------|---------|---------|
| 区 分         | 金 額    |                         |       |         |         |
| 1 報酬        | 25,196 | ○衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費 | 0     | 220,675 | 220,675 |
| 3 職員手当等     | 42,833 | 投票関係業務                  | 0     | 148,513 | 148,513 |
|             |        | 開票関係業務                  | 0     | 28,075  | 28,075  |
|             |        | 啓発等関係業務                 | 0     | 3,526   | 3,526   |
| 4 共済費       | 33     | 選挙公営業務                  | 0     | 40,561  | 40,561  |
| 7 報償費       | 220    |                         |       |         |         |
| 8 旅費        | 786    |                         |       |         |         |
| 10 需用費      | 10,189 |                         |       |         |         |
| 消耗品費        | 5,479  |                         |       |         |         |
| 食糧費         | 2,888  |                         |       |         |         |
| 印刷製本費       | 1,522  |                         |       |         |         |
| 修繕料         | 300    |                         |       |         |         |
| 11 役務費      | 27,148 |                         |       |         |         |
| 通信費         | 24,398 |                         |       |         |         |
| 手数料         | 2,750  |                         |       |         |         |
| 12 委託料      | 85,475 |                         |       |         |         |
| 13 使用料及び賃借料 | 3,403  |                         |       |         |         |
| 17 備品購入費    | 25,392 |                         |       |         |         |
|             |        |                         |       |         |         |

給 与 費

1. 特 別 職

| 区 分 | 職 員 数<br>(人) | 給 与   |         |                                  |         |
|-----|--------------|-------|---------|----------------------------------|---------|
|     |              | 報 酬   | 給 料     | 期 末 手 当<br>年 間 支 給 率<br>(4.50月分) |         |
| 補正後 | 長 等          | 3     |         | 33,240                           | 15,769  |
|     | 議 員          | 44    | 313,927 |                                  | 135,379 |
|     | その他の特別職      | 2,513 | 260,319 | 18,240                           | 8,654   |
|     | 計            | 2,560 | 574,246 | 51,480                           | 159,802 |
| 補正前 | 長 等          | 3     |         | 33,240                           | 15,769  |
|     | 議 員          | 44    | 313,927 |                                  | 135,379 |
|     | その他の特別職      | 2,168 | 252,088 | 18,240                           | 8,654   |
|     | 計            | 2,215 | 566,015 | 51,480                           | 159,802 |
| 比 較 | 長 等          | 0     |         | 0                                | 0       |
|     | 議 員          | 0     | 0       |                                  | 0       |
|     | その他の特別職      | 345   | 8,231   | 0                                | 0       |
|     | 計            | 345   | 8,231   | 0                                | 0       |

2. 一 般 職

(1) 総 括

| 区 分   | 職 員 数<br>(人)  | 給 与       |            |
|-------|---------------|-----------|------------|
|       |               | 報 酬       | 給 料        |
| 補 正 後 | 2,882 (1,358) | 2,664,546 | 11,619,357 |
| 補 正 前 | 2,882 (1,352) | 2,647,581 | 11,619,357 |
| 比 較   | 0 ( 6)        | 16,965    | 0          |

職員数の ( ) 内の数字は、任期付短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員について

明 細 書

(単位：千円)

| 費       |        |         | 共 済 費   | 合 計     | 備 考 |
|---------|--------|---------|---------|---------|-----|
| 地 域 手 当 | その他の手当 | 計       |         |         |     |
| 3,324   | 288    | 52,621  | 5,451   | 58,072  |     |
|         |        | 449,306 | 91,276  | 540,582 |     |
| 1,824   | 224    | 289,261 | 3,451   | 292,712 |     |
| 5,148   | 512    | 791,188 | 100,178 | 891,366 |     |
| 3,324   | 288    | 52,621  | 5,451   | 58,072  |     |
|         |        | 449,306 | 91,276  | 540,582 |     |
| 1,824   | 224    | 281,030 | 3,451   | 284,481 |     |
| 5,148   | 512    | 782,957 | 100,178 | 883,135 |     |
| 0       | 0      | 0       | 0       | 0       |     |
|         |        | 0       | 0       | 0       |     |
| 0       | 0      | 8,231   | 0       | 8,231   |     |
| 0       | 0      | 8,231   | 0       | 8,231   |     |

(単位：千円)

| 費          |            | 共 済 費     | 合 計        | 備 考 |
|------------|------------|-----------|------------|-----|
| 職 員 手 当    | 計          |           |            |     |
| 10,954,538 | 25,238,441 | 4,711,689 | 29,950,130 |     |
| 10,911,705 | 25,178,643 | 4,711,656 | 29,890,299 |     |
| 42,833     | 59,798     | 33        | 59,831     |     |

外書きしたものである。

|             |     |         |         |                |
|-------------|-----|---------|---------|----------------|
| 職員手当<br>の内訳 | 区 分 | 管理職手当   | 扶養手当    | 地域手当           |
|             | 補正後 | 390,240 | 260,316 | 1,226,979      |
|             | 補正前 | 390,240 | 260,316 | 1,226,979      |
|             | 比 較 | 0       | 0       | 0              |
|             | 区 分 | 休日勤務手当  | 夜間勤務手当  | 管理職員<br>特別勤務手当 |
|             | 補正後 | 194,786 | 29,400  | 5,729          |
|             | 補正前 | 194,786 | 29,400  | 4,932          |
|             | 比 較 | 0       | 0       | 797            |

ア 一般職・再任用職員及び任期付短時間勤務職員

| 区 分   | 職 員 数<br>(人) | 給 与 |            |
|-------|--------------|-----|------------|
|       |              | 報 酬 | 給 料        |
| 補 正 後 | 2,882 ( 359) |     | 11,619,357 |
| 補 正 前 | 2,882 ( 359) |     | 11,619,357 |
| 比 較   | 0( 0)        |     | 0          |

職員数の( )内の数字は、任期付短時間勤務職員について外書きしたものである。

|             |     |         |         |                |
|-------------|-----|---------|---------|----------------|
| 職員手当<br>の内訳 | 区 分 | 管理職手当   | 扶養手当    | 地域手当           |
|             | 補正後 | 390,240 | 260,316 | 1,226,979      |
|             | 補正前 | 390,240 | 260,316 | 1,226,979      |
|             | 比 較 | 0       | 0       | 0              |
|             | 区 分 | 休日勤務手当  | 夜間勤務手当  | 管理職員<br>特別勤務手当 |
|             | 補正後 | 194,786 | 29,400  | 5,729          |
|             | 補正前 | 194,786 | 29,400  | 4,932          |
|             | 比 較 | 0       | 0       | 797            |

給与費明細書

| 初任給調整手当   | 住居手当      | 通勤手当        | 特殊勤務手当      | 時間外勤務手当   |
|-----------|-----------|-------------|-------------|-----------|
| 2,220     | 207,571   | 242,084     | 62,301      | 1,011,655 |
| 2,220     | 207,571   | 242,084     | 62,301      | 969,619   |
| 0         | 0         | 0           | 0           | 42,036    |
| 期末手当      | 勤勉手当      | 特定任期付職員業績手当 | 義務教育等教員特別手当 | 退職手当      |
| 3,286,467 | 2,723,836 | 1,078       | 3,947       | 1,305,929 |
| 3,286,467 | 2,723,836 | 1,078       | 3,947       | 1,305,929 |
| 0         | 0         | 0           | 0           | 0         |

(単位：千円)

| 費          |            | 共 済 費     | 合 計        | 備 考 |
|------------|------------|-----------|------------|-----|
| 職 員 手 当    | 計          |           |            |     |
| 10,080,948 | 21,700,305 | 4,184,071 | 25,884,376 |     |
| 10,038,115 | 21,657,472 | 4,184,071 | 25,841,543 |     |
| 42,833     | 42,833     | 0         | 42,833     |     |

| 初任給調整手当   | 住居手当      | 通勤手当        | 特殊勤務手当      | 時間外勤務手当   |
|-----------|-----------|-------------|-------------|-----------|
| 2,220     | 207,571   | 242,084     | 62,301      | 1,011,655 |
| 2,220     | 207,571   | 242,084     | 62,301      | 969,619   |
| 0         | 0         | 0           | 0           | 42,036    |
| 期末手当      | 勤勉手当      | 特定任期付職員業績手当 | 義務教育等教員特別手当 | 退職手当      |
| 2,801,671 | 2,335,042 | 1,078       | 3,947       | 1,305,929 |
| 2,801,671 | 2,335,042 | 1,078       | 3,947       | 1,305,929 |
| 0         | 0         | 0           | 0           | 0         |

イ 会計年度任用職員

| 区 分   | 職 員 数<br>(人) | 給 与       |     |
|-------|--------------|-----------|-----|
|       |              | 報 酬       | 給 料 |
| 補 正 後 | 0 (999)      | 2,664,546 |     |
| 補 正 前 | 0 (993)      | 2,647,581 |     |
| 比 較   | 0 (6)        | 16,965    |     |

職員数の（ ）内の数字は、パートタイム会計年度任用職員について外書きしたものである。

| 職 員 手 当<br>の 内 訳 | 区 分   | 期 末 手 当 | 勤 勉 手 当 |
|------------------|-------|---------|---------|
|                  | 補 正 後 | 484,796 | 388,794 |
|                  | 補 正 前 | 484,796 | 388,794 |
|                  | 比 較   | 0       | 0       |

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

| 区 分     | 増 減 額  | 増 減 事 由 別 内 訳 | 説 明    |
|---------|--------|---------------|--------|
| 職 員 手 当 | 42,833 | その他の増減分       | 42,833 |

給与費明細書

(単位：千円)

| 費       |           | 共 済 費   | 合 計       | 備 考 |
|---------|-----------|---------|-----------|-----|
| 職 員 手 当 | 計         |         |           |     |
| 873,590 | 3,538,136 | 527,618 | 4,065,754 |     |
| 873,590 | 3,521,171 | 527,585 | 4,048,756 |     |
| 0       | 16,965    | 33      | 16,998    |     |

| 備 考 |
|-----|
|     |

松戸市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年11月29日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

消防職員の長期研修派遣者を職員の定数から除外し、消防隊・救急隊の人員を充足させることにより、災害対応力の強化及び市民サービスの向上を図るため。

## 松戸市職員定数条例の一部を改正する条例

松戸市職員定数条例（昭和24年松戸市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改 正 前  | 改 正 後   |
|--|---|
| 第2条（略）<br>2 次に掲げる職員は、前項に規定する職員の定数に含まないものとする。<br>(1)～(4)（略） | 第2条（略）<br>2 次に掲げる職員は、前項に規定する職員の定数に含まないものとする。<br>(1)～(4)（略）<br><u>(5) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第52条第1項に規定する教育訓練の初任教育及び救急救命士法（平成3年法律第36号）第34条第4号に規定する救急救命士養成所における研修に派遣されている職員</u> |
| 3（略）   | 3（略）  |

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議 案 第 37 号

松戸市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年11月29日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

地域包括支援センターによる支援体制の速やかな整備を図ることを目的とし  
て、同センターの人員に関する基準について、介護保険法施行規則に定める基  
準を適用することとするため。

松戸市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

松戸市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成26年松戸市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 第1号被保険者 法第9条第1号に規定する者をいう。</u></p> <p>（運営方針）</p> <p>第3条 地域包括支援センターは、次条に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>（職員の員数）</p> <p>第4条 <u>1つの地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務</u></p> | <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>（削除）</p> <p>（運営方針）</p> <p>第3条 <u>地域包括支援センターは、次条に規定する職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>（職員に係る基準等）</p> <p>第4条 <u>地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数については、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の</u></p> |

に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員(介護支援専門員であつて、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者(当該研修を修了した日(以下この号において「修了日」という。)から起算して5年を経過した者)にあっては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。)をいう。)その他これに準ずる者 1人

(職員の員数の例外)

第5条 前条の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1つの地域包括支援センターを設置することが必要であると松戸市介護保険運営協議会において認められた場合は、地域包括支援センターの人員配置基準は、次に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) おおむね1,000人未満 前条各号に掲げる者のうちから1人又は2人
- (2) おおむね1,000人以上2,000人未満 前条各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
- (3) おおむね2,000人以上3,000人未満 専らその職務に従事する常勤の前条第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の前条第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

66第1号に定めるところによる。ただし、同号イ中「地域包括支援センター運営協議会(指定居宅サービス事業者等(法第22条第3項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。))又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第1号被保険者若しくは第2号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市町村が適当と認める者により構成されるものをいう。以下同じ。)」とあるのは「松戸市介護保険運営協議会」と、同号ロ及びハ中「地域包括支援センター運営協議会」とあるのは「松戸市介護保険運営協議会」と読み替えるものとする。

(削除)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 38 号

松戸市中高層建築物等の建築等に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市中高層建築物等の建築等に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年11月29日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

建築基準法の改正に伴い、条例で引用する同法の条項を整備するため。

松戸市中高層建築物等の建築等に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部を改正する条例

松戸市中高層建築物等の建築等に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成19年松戸市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改 正 前   | 改 正 後  |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">（標識の設置等）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 前項の標識は、法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知をしようとする日の少なくとも30日前の日から当該申請又は通知に係る事業が完了する日まで設置しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> | <p style="text-align: center;">（標識の設置等）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 前項の標識は、法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項若しくは第4項の規定による計画の通知をしようとする日の少なくとも30日前の日から当該申請又は通知に係る事業が完了する日まで設置しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> |
| <p style="text-align: center;">（報告）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 前項の規定による報告は、法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知をしようとする21日前までに行わなければならない。</p> <p>3 （略）</p>                                | <p style="text-align: center;">（報告）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 前項の規定による報告は、法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項若しくは第4項の規定による計画の通知をしようとする21日前までに行わなければならない。</p> <p>3 （略）</p>                                |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

契約の締結について

小山こ線人道橋補修工事の請負について、次のとおり契約を締結する。

令和6年11月29日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 小山こ線人道橋補修工事  |
| 2 契約の方法  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約                          |
| 3 契約金額   | 867,678,000 円  |
| 4 契約の相手方 | 東京都北区東田端二丁目20番68号<br>東日本旅客鉄道株式会社<br>常務執行役員首都圏本部長 小 川 治 彦 |

提 案 理 由

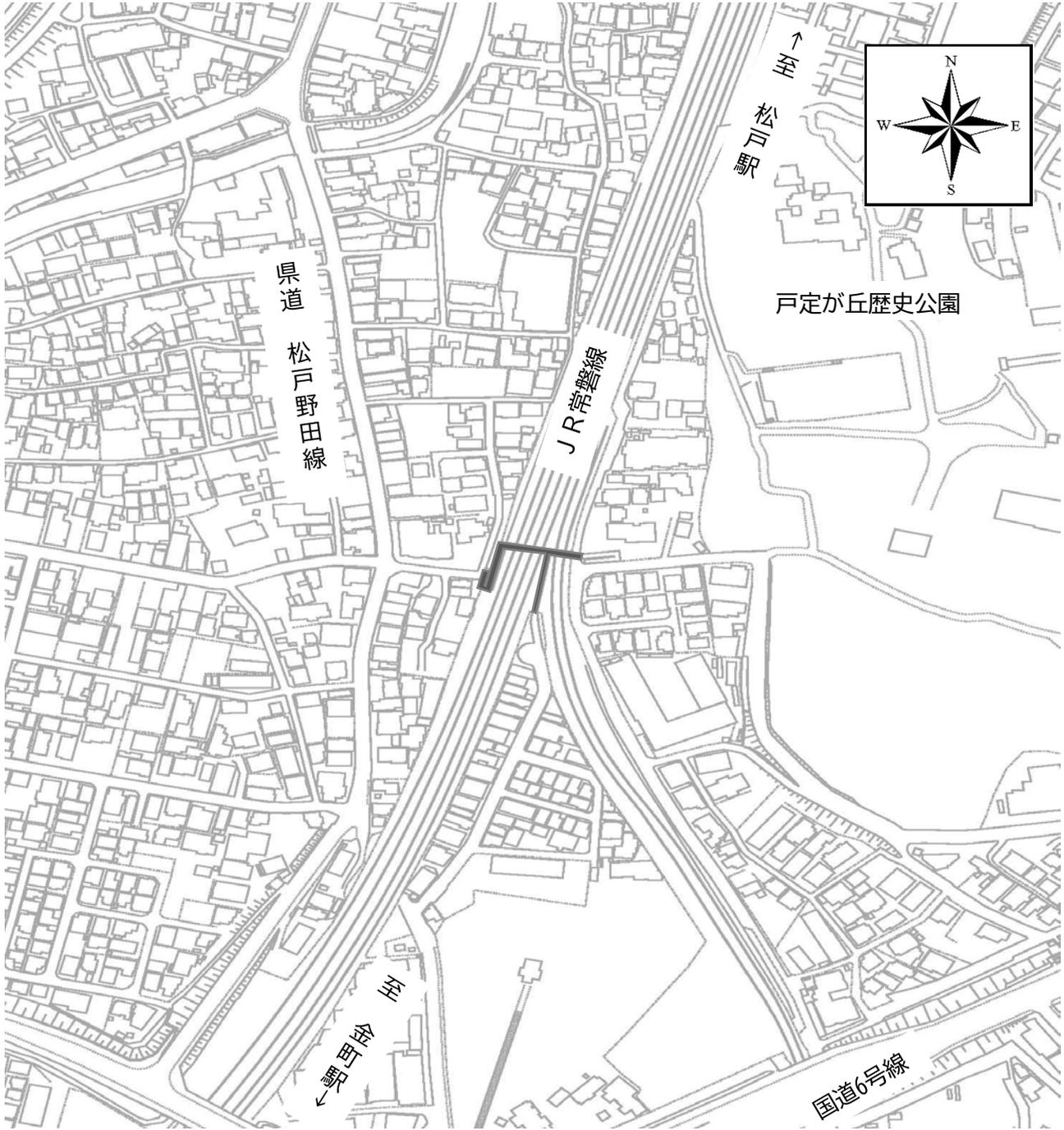
松戸市橋梁<sup>りょう</sup>長寿命化修繕計画に基づき、老朽化した小山こ線人道橋の補修工事を行うため。

小山こ線人道橋補修工事

- 1 工事場所 松戸市松戸1561番地先小山こ線人道橋
  
- 2 事業概要
  - (1) 橋 長 37.2m
  - (2) 幅 員 2.9m
  - (3) 面 積 108.46 m<sup>2</sup>
  - (4) 橋 種 鋼橋
  - (5) 工事内容 塗装塗替工、高欄取替工、はく落防止工 ほか
  
- 3 契約期間 市議会の議決を得た日から令和11年3月30日まで

小山こ線人道橋補修工事

案内図

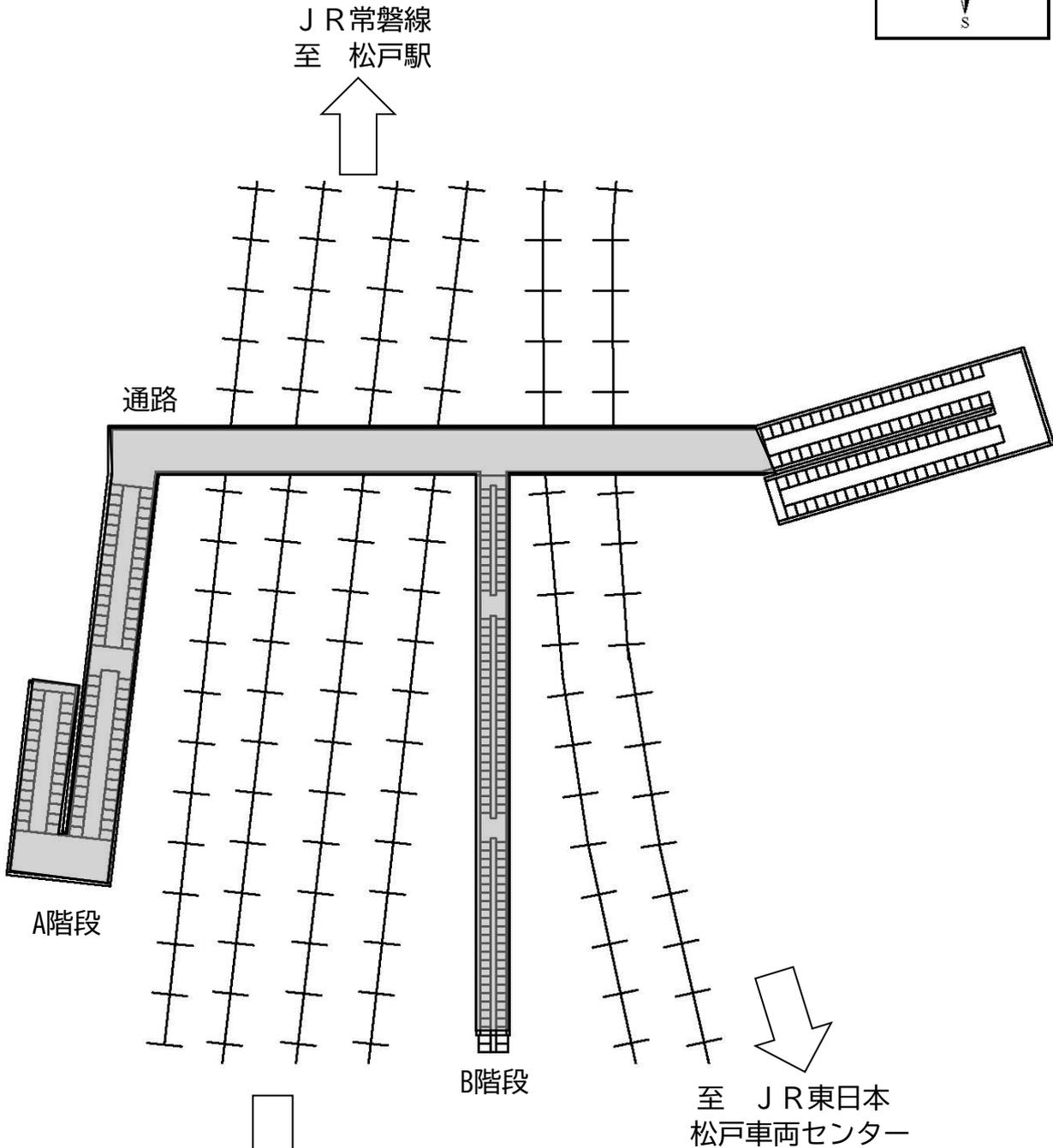
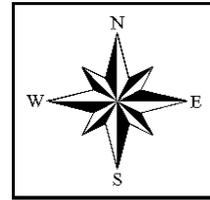


凡例

■ : 工事場所

小山こ線人道橋補修工事

平面図

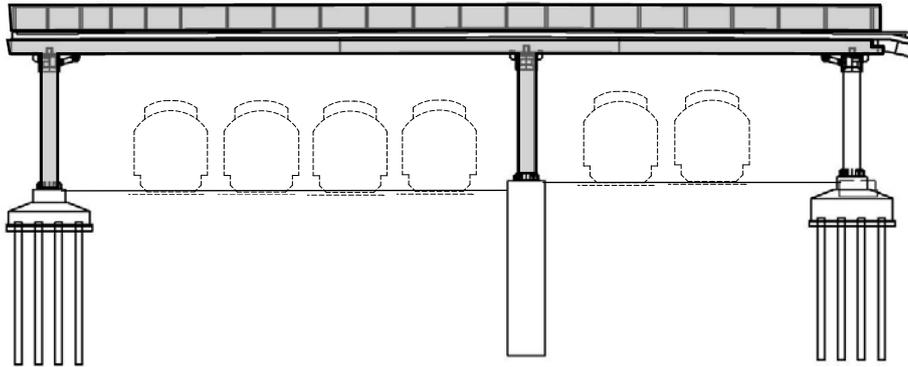


凡例

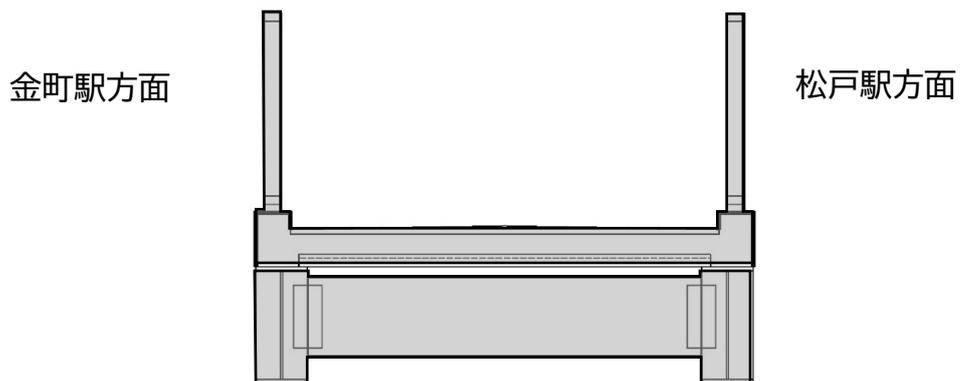
 : 工事箇所

小山こ線人道橋補修工事

通路部側面図



通路部断面図



凡例

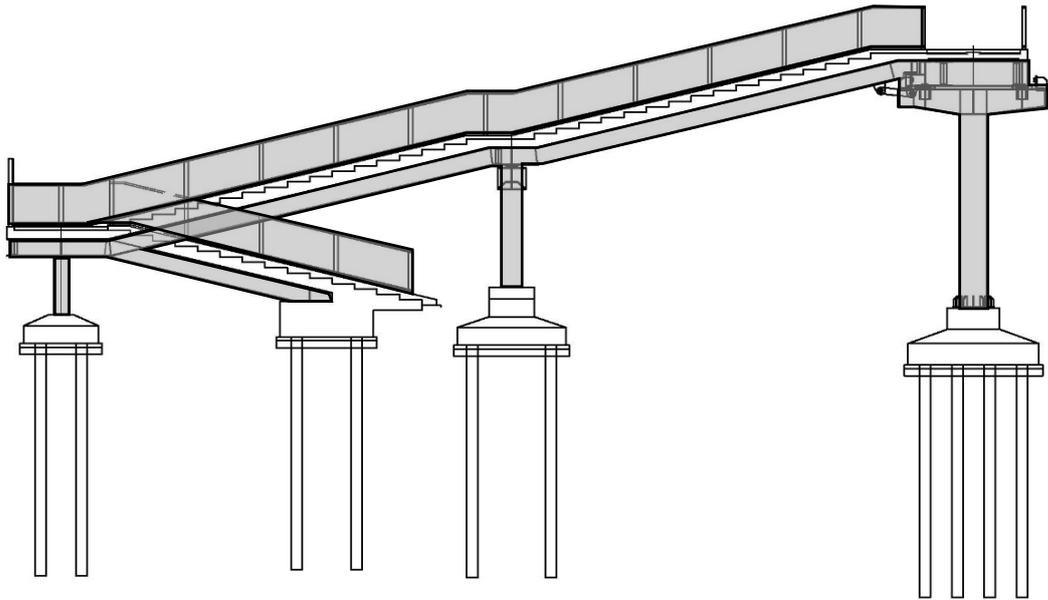
 : 工事箇所

小山こ線人道橋補修工事

A 階段部側面図

金町駅方面

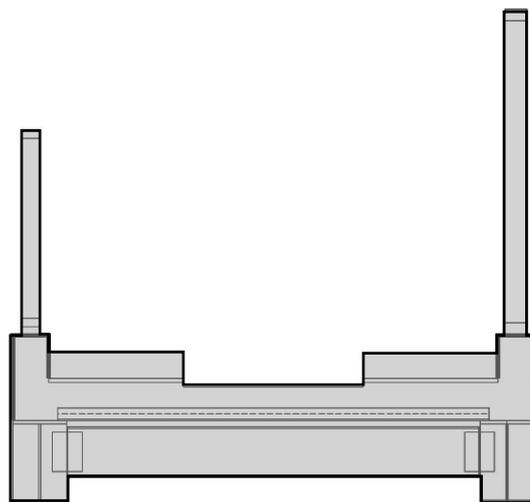
松戸駅方面



A 階段部断面図

県道松戸野田線側

戸定が丘歴史公園側



凡例

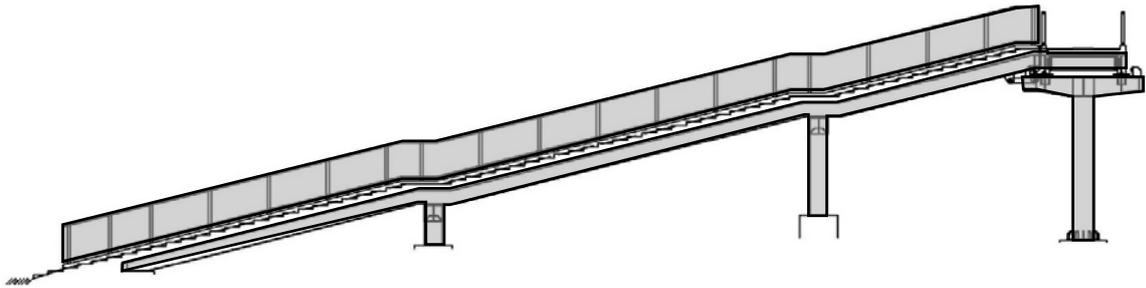
■ : 工事箇所

小山こ線人道橋補修工事

B 階段部側面図

金町駅方面

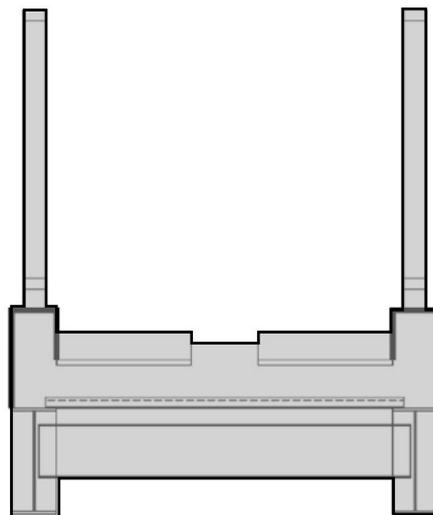
松戸駅方面



B 階段部断面図

県道松戸野田線側

戸定が丘歴史公園側



凡例

 : 工事箇所

契約の変更について

令和5年松戸市議会9月定例会議案第22号をもって議決された松戸市立相模台小学校校舎増築工事の契約について、次のとおり変更する。

令和6年11月29日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

記

契約金額

- |   |          |              |
|---|----------|--------------|
| 1 | 変更前の契約金額 | 569,800,000円 |
| 2 | 変更後の契約金額 | 607,598,200円 |
| 3 | 変更による増額分 | 37,798,200円  |

工 期

- |   |        |                        |
|---|--------|------------------------|
| 1 | 変更前の工期 | 令和5年9月23日から令和7年1月31日まで |
| 2 | 変更後の工期 | 令和5年9月23日から令和7年5月16日まで |

提 案 理 由

松戸市立相模台小学校校舎増築工事について、特殊基礎工事の設計変更により工期を延長するとともに、工期の延長及び契約上のインフレスライド条項の適用により、契約金額を増額するため。

1 工事名

松戸市立相模台小学校校舎増築工事

2 工事場所

松戸市岩瀬454番地

3 敷地面積

11,119.85 平方メートル

4 工事概要

(1) 主要用途 小学校校舎

(2) 構造 鉄筋コンクリート

(3) 階数 地上3階

(4) 建築面積 597.42 平方メートル

(5) 延床面積 1,368.64 平方メートル

(6) 工事内容

ア 主要諸室 教室、給食室、昇降口、トイレ

イ その他 エレベーター、渡り廊下、屋外スロープ、太陽光パネル、  
既存校舎改修

5 契約の相手方

松戸市日暮五丁目25番地

株式会社湯浅建設

代表取締役 湯 浅 健 司

議 案 第 41 号

財産の取得について

松戸市立相模台小学校給食用備品を取得することについて、次のとおり議決を求める。

令和6年11月29日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

記

- |               |   |
|---------------|---|
| 1 財 産 の 表 示   | 松戸市立相模台小学校給食用備品（食器トレイ洗浄機、スチームコンベクションオーブン、真空冷却機ほか） |
| 2 取 得 金 額     | 83,600,000 円                                      |
| 3 取 得 の 相 手 方 | 千葉県千葉市若葉区西都賀二丁目7番5号<br>株式会社関東三貴<br>代表取締役 石 井 勝 之  |

提 案 理 由

松戸市立相模台小学校の増築工事に伴い新設される給食室に設置する給食用備品を購入するため。

市道路線の廃止及び認定について

道路法第10条第1項の規定により松戸市道廃止・認定路線調書（別冊）中  
廃止路線調書の市道路線を廃止し、同法第8条第1項の規定により松戸市道廃  
止・認定路線調書中認定路線調書のとおり市道路線として認定する。

令和6年11月29日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

開発行為による道路の帰属等に伴い、市道路線の整備を行うため。

## 議 案 第 43 号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少すること及び千葉県市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による関係地方公共団体との協議を行うに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

### 提 案 理 由

令和7年3月31日をもって布施学校組合が解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の変更について協議する必要があるため。

## 千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合同規約（昭和30年千葉県告示第496号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に改める。

別表第2第3条第1項第1号に掲げる事務の項中「印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に、第3条第1項第3号に掲げる事務の項中「印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に、第3条第1項第4号に掲げる事務の項中「鋸南町 布施学校組合」を「鋸南町」に、第3条第1項第11号に掲げる事務の項中「印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に改める。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

## 千葉県市町村総合事務組合規約 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| <p>別表第1（第2条関係）</p> <p>千葉市 銚子市 市川市 船橋市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 大網白里町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団 国保国吉病院組合 君津中央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 <u>印旛利根川水防事務組合</u> <u>布施学校組合</u> 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 四市複合事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 東総広域水道企業団 君津富津広域下水道組合 八匠水道企業団 山武郡市広域水道企業団 印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合</p> | <p>別表第1（第2条関係）</p> <p>千葉市 銚子市 市川市 船橋市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 大網白里町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団 国保国吉病院組合 君津中央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 <u>印旛利根川水防事務組合</u> <u>匝瑳市ほか二町環境衛生組合</u> 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 四市複合事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 東総広域水道企業団 君津富津広域下水道組合 八匠水道企業団 山武郡市広域水道企業団 印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合</p> |

別表第2（第3条第1項関係）

| 共同処理する事務        | 共同処理する団体   |
|-----------------|--|
| 第3条第1項第1号に掲げる事務 | <p>銚子市 館山市 木更津市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 大網白里町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団 国保国吉病院組合 君津中央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 東総広域水道企業団</p> |

別表第2（第3条第1項関係）

| 共同処理する事務        | 共同処理する団体  |
|-----------------|---|
| 第3条第1項第1号に掲げる事務 | <p>銚子市 館山市 木更津市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 大網白里町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団 国保国吉病院組合 君津中央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 東総広域水道企業団 君津富津広</p> |

君津富津広域下水道組合 八匠水道企業団 山武郡市広域水道企業団 印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団

(略)

第3条第1項第3号に掲げる事務

銚子市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 大網白里町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団 国保国吉病院組合 君津中央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 印西地区消防組合 九十九里地域水道企

域下水道組合 八匠水道企業団 山武郡市広域水道企業団 印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団

(略)

第3条第1項第3号に掲げる事務

銚子市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 大網白里町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団 国保国吉病院組合 君津中央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広

|                 |   |                 |   |
|-----------------|---|-----------------|---|
|                 | 業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 東総広域水道企業団 君津富津広域下水道組合 八匠水道企業団 山武郡市広域水道企業団 印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合   |                 | 域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 東総広域水道企業団 君津富津広域下水道組合 八匠水道企業団 山武郡市広域水道企業団 印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合   |
| 第3条第1項第4号に掲げる事務 | 銚子市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 大網白里町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 布施学校組合  | 第3条第1項第4号に掲げる事務 | 銚子市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 大網白里町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町   |
| (略)             |   | (略)             |   |
| 第3条第1項第1号に掲げる事務 | 銚子市 館山市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 大網白里町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 国保国吉病院組合 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃 | 第3条第1項第1号に掲げる事務 | 銚子市 館山市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 大網白里町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 国保国吉病院組合 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃 |

組合 山武郡市環境衛生組合  
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印  
旛衛生施設管理組合 印西地区衛  
生組合 東総衛生組合 夷隅環境  
衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々  
井町葬祭組合 一宮聖苑組合 印  
旛利根川水防事務組合 布施学校  
組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組  
合 君津郡市広域市町村圏事務組  
合 安房郡市広域市町村圏事務組  
合 四市複合事務組合 長生郡市  
広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光  
町消防組合 山武郡市広域行政組  
合 香取広域市町村圏事務組合  
佐倉市八街市酒々井町消防組合  
東総地区広域市町村圏事務組合  
印西地区消防組合 夷隅郡市広域  
市町村圏事務組合 印旛郡市広域  
市町村圏事務組合 君津富津広域  
下水道組合 印西地区環境整備事  
業組合 千葉県後期高齢者医療広  
域連合

(略)

組合 山武郡市環境衛生組合  
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印  
旛衛生施設管理組合 印西地区衛  
生組合 東総衛生組合 夷隅環境  
衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々  
井町葬祭組合 一宮聖苑組合 印  
旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほ  
か二町環境衛生組合 君津郡市広  
域市町村圏事務組合 安房郡市広  
域市町村圏事務組合 四市複合事  
務組合 長生郡市広域市町村圏組  
合 匝瑳市横芝光町消防組合 山  
武郡市広域行政組合 香取広域市  
町村圏事務組合 佐倉市八街市  
酒々井町消防組合 東総地区広域  
市町村圏事務組合 印西地区消防  
組合 夷隅郡市広域市町村圏事務  
組合 印旛郡市広域市町村圏事務  
組合 君津富津広域下水道組合  
印西地区環境整備事業組合 千葉  
県後期高齢者医療広域連合

(略)

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 松戸運動公園
  - ア 体育館
  - イ 武道館
  - ウ 陸上競技場
  - エ 野球場
  - オ プール
- (2) 松戸市新松戸プール
- (3) 栗ヶ沢公園庭球場
- (4) 金ヶ作公園庭球場
- (5) 松戸中央公園庭球場
- (6) 松戸市新松戸庭球場
- (7) 松戸市小金原体育館
- (8) 松戸市常盤平体育館
- (9) 柿ノ木台公園体育館

## 2 指定管理者の候補者

シンコースポーツ・松戸市スポーツ協会共同事業体

代表団体 東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番1号

シンコースポーツ株式会社

代表取締役 石 崎 健 太

構成団体 松戸市千駄堀1643番地の1

一般財団法人松戸市スポーツ協会

代表理事 藤 塚 光 慶

## 3 指定の期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日まで

### 提 案 理 由

松戸運動公園ほか8スポーツ施設の指定管理者を指定するため。